

第一種フロン類充填回収業者の引取義務・引渡義務・引渡義務の例外

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）【抜粋】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）【抜粋】

法第四十四条（第一種フロン類充填回収業者の引取義務）

- 1 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて法第四十一条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

法第四十六条（第一種フロン類充填回収業者の引渡義務）

- 1 第一種フロン類充填回収業者は、法第三十九条第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において法第三十七条第一項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のものがあるとき、又は法第三十九条第五項若しくは法第四十四条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、法第五十条第一項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。
- 2 第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

規則第四十九条（第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外）

- 1 法第四十六条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合
 - イ フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって規則第五十条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。
 - ロ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存することが確実であること。
 - (1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量
 - (2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

ハ 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係るロの規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。

ニ 毎年度終了後四十五日以内に、次に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。

(1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

(3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

二 法第五十条第一項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者（以下この号、規則第五十一条第一項第七号及び規則第五十二条第一項第九号において「申請者」という。）に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合